一世話役　十二名

右役員ハ毎年二月ノ通常総會ニ於テ投票ニ依リ選挙スルモノトス但シ投票同數アルトキハ年長者ヲ挙ケ之ヲ定ム

第二十三條　役員ノ在職年限ハ満一ケ年トシ満期再選スルコトヲ得ルモノトス

第二十四條　役員任期中不得已事故生シ辞職スルカ又ハ不適當ノ行為アリテ組合一同協議ノ上其任ヲ解キタルトキハ其補欠撰挙ヲ行フヘキモノトス

但シ補欠員ハ前任者ノ任期ヲ超ユベカラズ

第二十五條　本組合ノ事務所ニ書記一名ヲ置ク

書記ハ組合員ノ内外ヲ問ハス役員協議ノ上雇入ルヽモノトス

第二十六條　役員ハ総テ無給トシ書記ハ相當ノ給料ヲ與フルモノトス其額ハ役員會ノ決議ニヨリテ之ヲ定ム

第二十七條　頭取ハ組合ニ係ル一切ノ事務ヲ統轄シ会議ニ於テハ決議ノ事項ヲ執行ス

第二十八條　副頭取ハ頭取ヲ補助シ頭取事故アル件ハ之カ代理トナリ組合諸般ノ事務ヲ整理スルモノトス

第二十九條　世話役ハ本組合ノ会計ヲ掌ドリ半期毎ニ経費決算書ヲ調製シ頭取ニ差出シ又頭取ノ委任ニ依リテ其職務執行ノ補助ヲナシ常ニ組合員ノ諸般ノ世話ヲナシ若クハ違約者ノ有無ヲ注意シ若シ之レアル件ハ頭取ニ申告スヘキモノトス

第三十條　書記ハ役員ニ隷属シ事務所ノ庶務ニ従事スヘキモノトス

第五章　会議ニ関スル規程

第三十一條　会議ハ之レヲ分ケテ通常総会臨時総会役員会ノ三種トス

第三十二條　通常総会ハ毎年一月七月ノ二回トシ此会議ニ於テハ組合営業上ノ利害得失ヲ議シ且ツ組合ニ関スル前期ノ事蹟費用ノ決算報告ヲナシ又ハ規約ノ改正ヲナサントスルトキハ其事項ヲ議定シ及役員ノ改選ヲ要スル件ハ之カ執行ヲナスモノトス

第三十三條　臨時総会ハ頭取ニテ必要ト認ムル件又ハ組合員三分ノ二以上ノ同意

ヲ得テ請求アル件之ヲ開クモノトス

但シ頭取ニ於テ開会ノ請求ヲ受ケタルモ謂レナク一週間以内ニ開会ノ手続ヲ為サヽル件ハ請求者自ラ開会召集スル事ヲ得ル

此会議ニ於テハ第八條ノ規定ニ基キ工料標準ノ変更ヲ為シ若クハ組合営業上ノ利害得失ニ関シ至急ヲ要スルコト臨時費用ノ徴収及ビ役員ノ辞職又ハ不適當ノ行為アリテ之カ処分並ニ後任者補欠撰挙ニ関スル項目ヲ詳定スルニ限ルモノトス

第三十四條　役員會ハ隔月一回役員一同ヲ以テ之ヲ開キ組合ニ係ル事務ノ整理違約者処分方等ヲ議スルモノトス

第三十五條　議會ハ総テ頭取ヨリ五日以前ニ開会ノ場所日限ヲ通知スヘシ

第三十六條　総会ハ組合員半数以上役員会ハ役員半数以上出席スルニ非ラサレハ開会スルコトヲ得ス

第三十七條　会議ニ於テ議事ヲ決定スル方法ハ投票又ハ起立シ出席者ノ過半数ニ依ル若シ可否半バスル件ハ議長之ヲ決ス

第三十八條　会議ノ議長ハ頭取ヲ以テ之レニ充ツ頭取若シ事故アル件ハ副取之レニ代ルベシ

但シ第三十三條但書ノ場合ニ於テハ出席員中ヨリ互選スルコトヲ得

第三十九條　組合員事故アリテ会議ニ出席スル能ハサル件ハ必ス組合員ノ中一人ノ代テ発言投票ノ権ヲ委任スヘシ

但シ本文ノ手續ヲナサヽル者ハ後日決議ニ對シ其異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第四十條　議場ノ整理ハ総テ議長ノ指揮ニ従フヘシ議事中喧噪ノ景況アル件ハ議長之ヲ制止シ肯セサルモノハ退場セシムルコトアルヘシ

第六章　加入者退去者ニ関スル規程

第四十一條　本組合ノ地区内ニ於テ加入セズシテ営業ヲ営ム者アル件ハ頭取ニ於テ本組合ニ加入スヘキコトヲ促スヘシ若シ故ナク之ヲ拒ム件ハ其氏名ヲ府廳ヘ具申スヘシ